

主催：NPO 食品安全グローバルネットワーク

第 16 回 欠陥だらけの食品表示基準(案)

昨年 6 月 28 日に公布された食品表示法に基づく食品表示基準は、来年の 6 月 28 日以前に施行されます。十分な周知期間をとるためには、早めの公布が必達です。消費者委員会食品表示部会での検討と併せて消費者庁が検討してきた「食品表示基準(案)」が、6 月 25 日の消費者委員会食品表示部会に示され、パブコメも始まりました(8 月 10 日まで)。

この案には、①破綻した製造所固有記号が、2 工場以上での製造との制限付きでリニューアル、②食品添加物にも栄養成分表示を義務化、③食品衛生管理者設置業における表示責任者の設置、④生鮮食品と加工食品との区分の変更と食品衛生法に基づく使用基準との齟齬、⑤原材料表示における食品原料と添加物の区分表示、多くの疑問があります。衆参の消費者問題特別委員会の付帯決議の趣旨にも反するものです。

そこで、意見や立場の違いはさておき、大阪について、東京でも勉強会を開催することにしました。

2014 年 8 月 6 日(水) 18 時～19 時 30 分

主婦会館 3 階会議室 〒102-0085 東京都千代田区六番町 1 5

(JR・地下鉄の「四谷」駅前、徒歩 1～3 分)

18:00～18:05 挨拶

18:05～18:50 **食品表示基準(案)について**

弁護士 松本恵美子 先生

日本弁護士連合会・消費者問題対策委員会食品安全部会所属

18:50～19:25 **食品表示基準(案)の欠陥について**

中村幹雄(同 NPO 事務局長、鈴鹿医療科学大学薬学部客員教授)

元消費者庁食品表示一元化検討会委員、元厚生労働省食品添加物公定書検討会委員

19:25～19:30 閉会のあいさつ(今後に向けて)

尚、食品表示基準のコピー(340 ページ)は、会場でも配布いたします。

参加申込：参加申込書を F A X、又は、氏名、所属、連絡先の住所を e-メールして下さい。

参加費：会員及び消費者団体；1,000 円、非会員；2,000 円 報道関係：無料

定員：30 名(先着順)：資料の準備の関係で、完全予約制です(当日参加はできません)。

連絡先：特定非営利活動法人 食品安全グローバルネットワーク(大阪府指令府活第 2-271 号)

〒532-0011 大阪市淀川区西中島 4 丁目 2-12 TEL：06-6305-8615 FAX：06-6305-8614

E-mail：mikio-nakamura@mopera.net